

(お知らせ)

令和8年6月12日
第1空挺団

習志野演習場における場外降着事案に伴う再発防止策について

第1空挺団の落下傘降下訓練中に発生した習志野演習場外への降着事案に伴う再発防止策について、下記のとおりお知らせします。

記

1 本事案の概要

(1) 全般

第1空挺団の降下訓練において陸自ヘリコプター（UH-1J）から跳び出した降下員5名のうち1名が習志野演習場外に降着した。

(2) 発生日時及び場所

令和8年5月27日（水）14時27分頃 八千代市高津

(3) 当該者

A3曹（30歳）

(4) 当時の気象

降下直前の14時17分に測定した上空風及び地上風は、第1空挺団の降下訓練に係る規則（以下「降下訓練規則」という。）において、いずれも制限値内であった。

○ 上空風：東北東 4.0 m/s

○ 地上風：北東 3.5 m/s

(5) 加害状況等

人的・物的被害なし

2 本事案発生後の対応

- 発生直後、習志野演習場における当面の空挺降下訓練を一時中止とした。
- 5月27日、本事案の概要及び対応状況について、第1空挺団副団長が八千代市副市長に、5月28日、船橋市長及び習志野市長にそれぞれ直接説明した。
- 5月27日、第1空挺団長を長とする調査組織を編成し、原因分析及び再発防止策の検討を開始した。調査に当たっては、降下訓練の計画段階から実施段階における全関係者の行動等を把握して、直接的原因を特定し、それに至った背景を踏まえて直接的原因に至った要因を推定した上で再発防止策を案出した。

3 本事案の直接的原因

全関係者からの聞き取りや映像を含む諸記録の検証を行った結果、本事案の直接的原因を「気象（上空風）の急変に対する当該者の操縦動作の不備」と特定した。

4 直接的原因に至った背景

当該降下訓練の計画及び実施状況について詳細に調査したところ、次のとおり背景事項を確認した。

(1) 背景①「降下指揮官等の現状把握及び状況判断」

- 当該降下直前までの気象は東北東方向の上空風で安定していたが、降下発起後、予期していない方向に落下傘が流されたことを確認した誘導係が直ちに気象を測定したところ、至短時間で南東方向の上空風に急変していたことを認知した。
(降下指揮官等がこのような状況をリアルタイムに察知できる態勢にない。)

- ※ ○ 14時17分 降下直前の気象測定
- 14時25分 第13番機の降下発起(気象測定)
- 14時28分 気象測定結果の把握

- 習志野演習場の大和田谷(降下場内北側の幅約100m、長さ約300mの谷地)付近の上空は、上昇気流が発生しやすく、場外降着のリスクが相対的に高いことから、降下員の選定に留意すべきとの経験則があるにもかかわらず、降下経験6回の当該者が最終の5番降下員として配置されていた。
- 降下訓練実施間、降下員に対する地上からの指導は、降下場の安全について全責任を有する幹部(以下「統制幹部」という。)が放送設備を通じて実施していたが、規則上、降下場内南側の高台を定位とすることから、北側に向かって流される当該者の状況を正確に把握できなかった。

(2) 背景②「降下員の練度」

- 当該者は、跳び出し姿勢不良に起因するラインツイスト(身体と落下傘を繋ぐ帯が著しく捻じれている状態)が発生し復旧までに時間を要したため、当初の風向判定及び落下傘の操縦が不十分となった。
- 落下傘の操縦は風下方向に正対すべきところ、当時の風向は上空風が南東、地上風が北東と大きく異なっているにもかかわらず、当該者は地上の発煙(地上風)に基づく操縦に終始したため、結果として上空風に応じた正しい風下正対ができていなかった。

5 本事案の要因

前項の背景事項を踏まえ、次のとおり本事案の要因(直接的要因に至った理由)を推定した。

(1) 要因①「習志野演習場における降下訓練態勢の不備」

- 気象、特に上空風の状況を常続的に把握する手段が欠如
- 習志野演習場の特性を踏まえた降下編成要領に係る規定なし
- 統制幹部位置から離隔した隊員に対する指導態勢が不十分

(2) 要因②「空挺降下に係る教育訓練要領不十分」

- 跳び出し姿勢に係る教育(訓練)要領が不十分
- 風向をイメージし得る操縦教育(訓練)未実施

6 再発防止策

本事案の要因を踏まえ、次のとおり再発防止策を確立した。

(1) 再発防止策①「習志野演習場での降下訓練における降下訓練規則の見直し」

- 気象測定用のバルーンを地上約150～200mに常時係留して、上空風の状況を常続的に把握し、風向・風速の急変を察知したならば、降下訓練を一時中止する旨を降下訓練規則に追記
- 習志野演習場での降下編成要領を降下訓練規則に追記、特に上昇気流の発生が予期される大和田谷付近の上空から降下する隊員の練度を十分に考慮する旨を明記
- 統制幹部の位置を固定することなく、降下状況を確実に把握できる地点で指導する旨を降下訓練規則に追記

(2) 再発防止策②「空挺降下に係る教育訓練要領の見直し」

- 各種航空機の特徴に応じ安定した跳び出し姿勢を保持するため、基本降下課程の教育要領を改善するとともに、実装備を用いた跳び出し動作及び気象急変に伴う対応要領について降下前訓練課目に追加
- 上空からの降下員視点の映像を基本降下課程の操縦訓練に導入し、身体の流され方から風向を判定する技能を付与

(3) その他の再発防止策

気象の急変をリアルタイムに把握可能な気象測定器の導入を上級部隊に要望